

被扶養者の認定取消要件

① 他の社会保険（健康保険等）に加入した、または加入している

- ・健康保険の被保険者（任意継続を含む）
- ・共済組合の組合員（任意継続を含む）
- ・日雇特例被保険者又は船員保険の被保険者（任意継続を含む）
- ・後期高齢者医療制度の被保険者

② 国内居住要件非該当となった

- ・日本国内に住民票がなくなった

③ 主として組合員の収入以外で生活するようになった

- ・組合員が主に扶養していない
- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属している場合で、被扶養者の年間収入が組合員の年間収入の 1/2 以上となった、または組合員が当該世帯の生計維持の中心的役割を果たさなくなった
- ・別居している被扶養者に対し、毎月 1 回以上、口座間送金（金融機関を経由してその被扶養者に送金すること）をしていない（できなくなった）、または年間の送金金額の合計が被扶養者の年間収入額を上回らない（上回らなくなった）
- ・夫婦が共稼ぎで共同扶養している場合で、組合員の収入が配偶者の収入より下回り、配偶者の被扶養者とすべき場合
- ・組合員以外の被扶養者の扶養義務者となりえる者の収入が、組合員の収入を上回るようになった

被扶養者の続柄	主な扶養義務者となりえる者
子	組合員の配偶者
父又は母	父又は母の配偶者、父又は母と同居している組合員の配偶者、組合員の兄弟姉妹
祖父又は祖母	祖父又は祖母の配偶者、組合員の父・母・兄弟姉妹・配偶者
義父又は義母	義父又は義母の配偶者、組合員の配偶者とその兄弟姉妹
孫	孫の父母、組合員の配偶者

※ 扶養義務者とは、「扶養義務者となりえる者」のうち、被扶養者を組合員と共に扶養するべき者をいいます。
ただし、扶養義務者となりえる者が組合員の被扶養者の場合には、扶養義務者には該当しません。
また、共同扶養よりも夫婦間の相互扶助義務が優先されます。

- ・被扶養者に配偶者（夫婦相互扶助者）がいる場合で、夫婦合算での年間収入が下表のいずれかに該当したことで、被扶養者の基準を満たさなくなった

取消が必要となる 夫婦合算した収入		被扶養者の配偶者		
		右記以外の 60 歳未満 (130 万円未満)	所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満 (組合員の配偶者等を除く) (※ 1) (150 万円未満)	60 歳以上又は 障害年金受給要件該当 (※ 2) (180 万円未満)
被 扶 養 者	下記以外の 60 歳未満 (130 万円未満)	260 万円以上	280 万円以上	310 万円以上
	所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満 (組合員の配偶者等を除く) (※ 1) (150 万円未満)	280 万円以上	300 万円以上	330 万円以上
	60 歳以上又は 障害年金受給要件該当 (※ 2) (180 万円未満)	310 万円以上	330 万円以上	360 万円以上

※ 1 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日の被扶養者は前年の 12 月 31 日で年齢が加算されます。

※ 2 年齢に関わらず概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者

被扶養者の認定取消要件

④ 被扶養者が基準額以上の収入を得るようになった

収入とは、退職手当等の一時的なものを除き、給与収入（通勤費等各種手当、賞与を含む）、事業収入、年金、失業給付、傷病手当金、株の運用収入、利子収入を含むあらゆるものを指します。また、複数の収入がある場合は合算します。

被扶養者の収入基準額

下記以外の 60 歳未満	年額：130 万円未満	月額：108,334 円未満	日額：3,612 円未満
所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満 (組合員の配偶者等を除く。)(※1)	年額：150 万円未満	月額：125,000 円未満	日額：4,167 円未満
60 歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金 の受給要件に該当する程度の障がい者	年額：180 万円未満	月額：150,000 円未満	日額：5,000 円未満

※1 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日の認定対象者は前年の 12 月 31 日で年齢が加算されます。

被扶養者の収入の判定

【給与収入】

- ・毎月の給与や賞与などを合算した総支給額をいいます。
- ・通勤費などの各種手当を含みます。
- ・認定審査時には、原則、雇用条件によって向こう 1 年の収入を推計します。
- ・認定の事実発生日が認定基準改正の 2026 (令和 8) 年 4 月 1 日 (水) 以降で、認定対象者の収入が給与収入のみの場合は、労働条件通知書と扶養事実申立書（認定対象者の収入が給与収入のみであることの申立）の両方をご提出いただくことで労働契約の内容を確認し、被扶養者認定を行います。

【自営業、農業、不動産、株取引等の収入】

- ・確定申告書などの総収入から、所得税法第 3 7 条で定められた必要経費（※下表参照）を差し引いた収入額で判断します。確定申告書の収入金額から必要経費を引いた額が収入基準額未満であることが必要です。
- ・認定審査時には、前年収入が向こう 1 年継続するものとして推計します。そのため、廃業届等により収入がなくなったことの証明がない場合は、次期確定申告時に収入が基準額内となるまで、被扶養者として認定できません。(収入がなくなったことのご本人による申告のみでの認定は不可)
- ・退職金等、受給回数が 1 回に限るものは収入とみなしません。
- ・株等の売買により譲渡収入（※）がある場合
相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし収入に含みませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。

なお、株等の取得費、譲渡のための委託手数料は必要経費として認められません。

※ 譲渡収入とは確定申告書の譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）収入金額を指します。

確定申告をしていない場合、特定口座年間取引報告書の譲渡の対価の額（収入金額）を指します。

<所得税法第 3 7 条で定められた必要経費>

収支内訳書種別	項 目
一般用	売上原価、給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料、租税公課、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費
農業所得用	雇人費、小作料・賃借料、減価償却費、貸倒金、利子割引料、租税公課、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具日、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、土地改良費、雑費
不動産所得用	給料賃金、減価償却費、貸倒金、地代家賃、借入金利子、租税公課、損害保険料、修繕費、雑費